

“法改正対策”はお済みですか？

2023年4月の労安法改正により

該当品*を小分け・調製した際は、容器にラベル貼付
(危険有害性情報の記載) が必要です。

*ラベル表示しなければならない化学物質該当品

キシダ化学の 調製液受託サービス

創業約100年の試薬屋の技術力で
あなたのお困りごとを一挙解決

労働環境を
改善したい



試薬調製の
手間を解消
したい



工程・書類の
管理を
簡素化したい



法規制対応を
低減させたい



安定した
品質の調製液
が欲しい

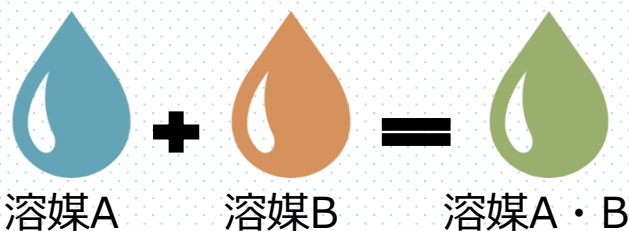


労安法改正
への対応(一部)



調製液受託サービスとは

お客様のご希望・ご用途に合わせてカスタム調製し、
カタログに載っていない製品をご提供するサービスです。



この他にも、濃度調整した希釈液や
扱いやすい小分け容器への充填なども可能です。



5つのメリット



すぐに現場で使用することができ、各試薬の調達・調製にかかる時間を削減することが可能です。また、過剰な試薬の購入や廃液を減らすことで、環境負荷を低減します。



工程管理の手間を省くことができます。
労働環境の規制やISO、作業手順書などの管理を
簡素化することができます。



キシダ化学が確かな品質をご提供します。
SDSも提供可能です。
ラベルが貼られているため、在庫管理も容易になります。



希釈することにより、
法規制への対応が不要になることがあります。
在庫・保管のコスト削減が見込めます。



危険な試薬の使用を避けることで、作業環境の改善を図ることができます。従業員の安全面を向上させることができ、3K労働の低減にも繋がります。

サービスの流れ

お問合せ

お見積り

ご注文

製造

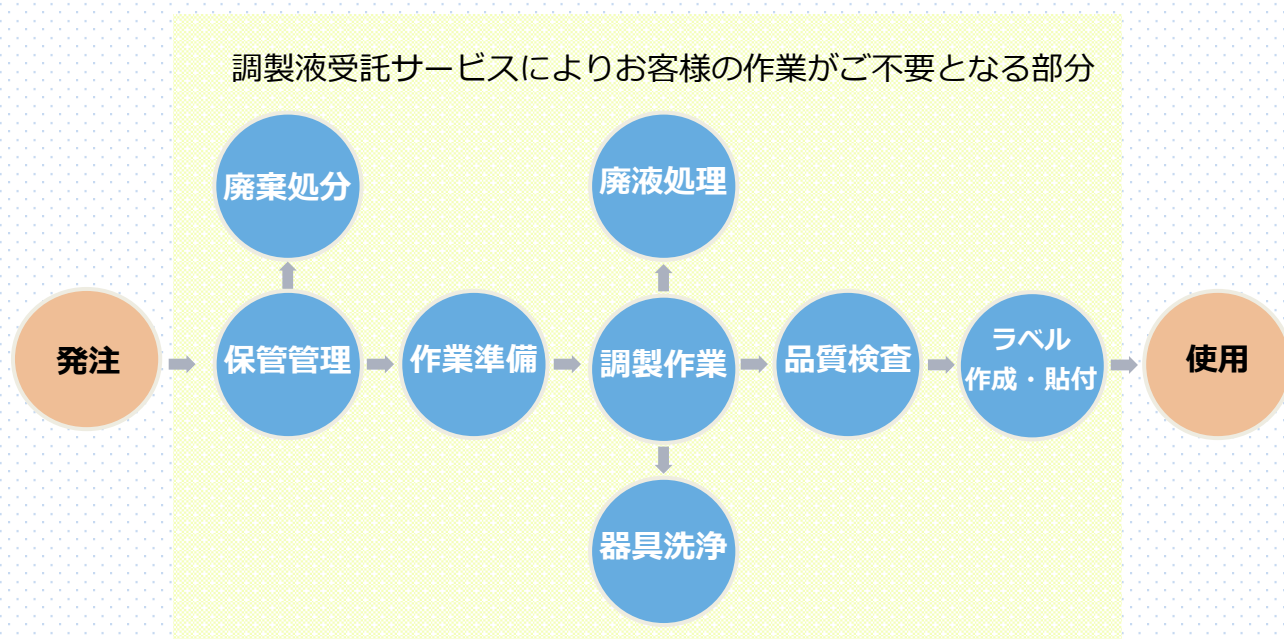
納品

削減できる業務の例

- ✓ 保管・管理業務
- ✓ 過剰在庫の廃液処分
- ✓ 調製作業の準備
- ✓ 調製作業
- ✓ 調製作業時に発生する廃液の処理
- ✓ 調製作業に使用した器具の洗浄
- ✓ 品質検査
- ✓ ラベル作成・貼付

これらの作業は削減
できる可能性があります

etc...



事例のご紹介

事例 工業排水分野での本サービスご利用事例

- 7 w/v% アンモニア水
- 10 w/v% 硝酸銀溶液
- 40 g/L 水酸化ナトリウム溶液
- 塩酸 (1+11)

etc...



容器・容量もご希望に沿ってカスタマイズできます。
必要に応じてNDA締結も可能です。
お気軽にお問合せください。



「小分け容器に製品名や日付のみ記入」 それ、法令違反です！

2023年4月施行の労安法改正により、

- “購入した製品を他の容器に小分けする”場合
- 製品に限らず “労安法-表示対象物質を作成する”場合に該当するときは、使用者が危険有害性を把握できるよう「危険有害性情報が分かるラベル」を貼付する必要があります。

施行前



製品名や
日付を記入



施行後



<ラベル例>



内容物に応じた危険有害性情報をラベルに記載

キシダの“調製液受託サービス”で解決！

ご要望の調製液を製造し、指定容器にラベル貼付をして納品します。
製品の小分け納品、様々な製品の調製液作成はお任せください。



KISHIDA

キシダ化学株式会社

URL : <http://www.kishida.co.jp>

E-mail : shiyaku@kishida.co.jp

本社(大阪) TEL (06)6946-8134 FAX (06)6946-8135

東京 TEL (03)5625-5591 FAX (03)5625-5592

つくば TEL (029)833-6011 FAX (029)833-6012

沼津 TEL (055)926-6711 FAX (055)926-6712

福岡 TEL (092)622-0422 FAX (092)621-8954

山口 TEL (0834)22-3177 FAX (0834)22-2625